

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和6年度】

※ 1 ～ 6 , 9 : 施設所管課記入, 7 : 指定管理者記入, 8 : 指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	公益財団法人 古川体育協会
施設所管課	教育委員会地域交流センター

1. 施設名

施設名	大崎市古川総合体育館, 大崎市古川武道館 及び大崎市古川屋内運動場	施設の住所 電話番号	大崎市古川旭四丁目 5 番 2 号 0229-24-0511
-----	--------------------------------------	---------------	-----------------------------------

2. 施設の概要

設置年月日	昭和56年11月30日	設置条例等	大崎市体育施設条例
設置目的	スポーツの振興及び普及を図り, 市民の健全な発達と福祉の増進に資するため		
施設の内容	○総合体育館 鉄筋コンクリート 1 部2階建 5, 183. 21㎡ 競技場, トレーニング室等 ○武道館 鉄筋コンクリート平屋 1, 001. 07㎡ 柔道場, 剣道場, 会議室等 ○室内運動場 1, 215. 55㎡ 運動場等		
利用料金	別紙のとおり		
開 館 日 開館時間	休館日 月曜日 12月29日から1月3日まで 開館時間 午前9時から午後9時まで		

3. これまでの管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
昭和56年度～平成 6年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	1 旧古川市
平成 7年度～平成17年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	2 (財) 古川市体育協会 (一部)
平成18年度～平成22年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3 (財) 古川体育協会
平成23年度～平成27年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3 (公財) 古川体育協会
平成28年度～令和2年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3 (公財) 古川体育協会
令和3年度～令和7年度	1. 直営・2. 管理受託・3. 指定管理・4. その他	3 (公財) 古川体育協会

4. 現指定管理者の指定期間等

指定期間	令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 (5年 ヶ月)
選定方法	公募 (応募者数: 団体) ・ 非公募

5. 指定管理料

令和6年度 (ア)	令和5年度 (イ)	(ア) - (イ)
38, 850千円	38, 757千円	93千円

※ (ア) は当該年度, (イ) は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業（業務）： 1 スポーツ振興に係る各種事業の実施 2 スポーツ行政等への協力業務 3 利用許可、取消し等に関する業務並びに利用料金の徴収、減免及び返還に関する業務 4 施設及び設備の維持管理に関する業務
自主事業：

7. 利用実績等

（１）利用者数

（上段（個人）人，下段（貸切）件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和5年度	1,879	1,315	1,614	1,490	387	483	462	345	361	386	464	554	9,740
	74	71	79	74	23	27	33	31	27	21	26	26	512
令和6年度	537	645	1,650	1,511	1,501	1,804	1,509	1,524	1,423	1,532	1,573	2,018	17,227
	29	33	58	71	61	65	37	66	50	38	66	70	644
主な増減要因	大規模改修工事に伴い令和6年4月と5月はアリーナ箇所の使用不可による利用者及び利用団体の減少となったが、使用開始後は順調に利用者数が伸びた。武道館と屋内運動場については、感染防止対策や猛暑対策を強化し安全で安心な施設運営を図り実施した。武道館と屋内運動場の利用者数は、武道館は微増で屋内運動場は増加となった。												

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し，自主事業による人数・件数は記載しないこと。

※2段書の上段は個人，下段は貸切利用の数値となっています。

（２）利用料金収入

（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和5年度	145	107	127	119	23	28	27	20	20	22	26	31	695
	423	317	344	476	229	111	177	154	145	99	155	88	2,718
令和6年度	30	37	124	123	126	147	126	125	118	125	126	151	1,358
	283	149	347	590	1289	376	528	635	363	285	500	1333	6,678
主な増減要因	大規模改修工事による施設利用制限によって前年度と比較することは困難であるが，6年度の決算から考慮すると施設利用収入は増加傾向にあると思慮される。減免対象団体（特に市やスポ少など100%減免団体）等の利用による減免割合は，6年度において53.2%（9,140千円）となった。なお，減免前の利用料収入は約17,175千円であった。												

※上段に前年度実績を記載し，下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し，自主事業による収入は記載しないこと。

※2段書の上段に個人，下段に貸切利用の数値を記載しています。

(3) サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

令和6年度は、前年度に引き続き検温、手指消毒の指導、換気の徹底といった感染防止の強化や適度の休憩や水分補給をするよう促すなど猛暑対策を徹底し利用者が安心してスポーツに取り組める環境整備に重点を置き、安全安心な施設運営に力を注いだ。

年度内において次年度に向けた効率的な施設運営を図るため、大崎市・高体連・中体連と公式大会の年間日程調整を図ったり、利用団体と調整会議を実施し、令和6年4月と5月におけるアリーナ使用制限に対する理解を得たうえで、年度内の施設の効率的な利用に努めた。

施設の維持管理については、工事によってアリーナ床と備品倉庫の出入口床に高低差が発生したことにより利用者から備品を取り出す際にスムーズに取り出せなくなったことに対し改善要望が出され、備品倉庫出入り口付近の床の底上げ工事を実施し対応した。また、その他修繕が必要とするものは速やかに修繕を実施した。

サービス向上の取り組みとしては、感染防止対策や猛暑対策に加えて、けがや事故につながる箇所の巡回を強化し、安全な利用環境に努めるとともに敷地内の環境美化を徹底した。また、緊急時に対応できるよう避難訓練や救命救急講習会を大崎消防に講師を依頼し実施実施している。更にはスタッフによるあいさつの徹底や親切的案内で利用者が快適に利用できる施設になるよう努力した。

これからも大崎市民のため「生涯にわたり楽しさと感動にあふれるスポーツ社会の実現」に向けての利用しやすい環境の整備に努めていく。

(4) 施設利用者の主な声やその対応状況

施設内にアンケート箱を設置し、さらには直接利用者からの要望を聞いている。アリーナへの大規模改修工事へ期待する声が多く寄せられていると同時に武道館や屋内運動場に対する施設改修実施要望に関する声も多く寄せられている。

また、各種競技団体からは、施設の備品が破損しているものや劣化が進んで大会では使用できないことから備品更新要望が多い。

なお、LED化されたことにより施設内街灯が明るくなったと利用者から感謝されている。この度の大規模改修工事によってアリーナの施設環境が良くなったことに対して利用者から感謝の声も多く寄せられている。その一方で空調等の利用料金への減免要望も一部の利用者から意見の出ている。

(5) 施設の管理運営における課題

体育館（アリーナ）施設の老朽化への対応の一つとして、令和5年度から令和6年度5月にかけて大規模改修が実施された、このことは体育協会加盟単位協会はもとより体育館利用者および利用団体からの感謝の声も多く聞こえる。その一方で、この会場で大会開催を検討するうえで備品の更新などの充実性を大会関係者から多く要望されている。

また、大規模改修に含まれない武道館の雨漏れや床の張り替え、屋内運動場のシャッター修理、会議用機の更新などが残されているし、体育館敷地内の駐車場の白線整備や立木の伐採（付近住民より苦情が寄せられている）も急務となっている。

管理にあたっては、引き続き感染防止対策と猛暑対策の万全を期しながら、施設内巡回、清掃の実施により、清潔で安全な施設となるように努める。また、緊急時に対応するため2回義務付けされている避難訓練の他、救命救急に関する研修も実施している。

施設の老朽化に伴う修繕については、これまで通り小規模修繕をこまめに実施していく。

経済面では、大規模大会の誘致や新規教室事業の開設に向けての取り組み強化を行い収入の増加を図っていく必要がある。もう一つは、施設利用料金の見直しを市と協議を行いながら収入の確保に務め施設の維持管理の充実につなげる必要がある。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	○	○
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録（業務日誌等）を適切に整備，保管している。	◎	○
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	○
(5) 清掃・維持管理	施設，設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	◎
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	◎
評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
2 利用者に関する業務			
(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。（地震の影響を考慮）	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定，徴収，減免，還付等の手続きを適切に行っている。	○	○
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	○	○
3 事業の実施			
(1) 指定事業	仕様書，事業計画書に基づく事業を実施している。	○	○
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	○	○
4 個人情報の取扱い			
(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	○	○
5 管理運営業務の収支等			
(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	○	○
(3) 経理事務	専用口座，所帳簿等を備え，適切な経理事務を行っている。	◎	○

【評価の考え方】

評価		評価の考え方
◎	(優 良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○	(良 好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△	(課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり，一部の業務に改善が必要である。
×	(改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※該当しない項目については，「－」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

大規模改修工事後、改修に伴い様々な不具合が発生したが、迅速な市への報告や関係機関との連携により、対応できたのは指定管理者との密なやりとりの成果である。改修後、体育館は順調に利用者数が伸びており、利用者の安全安心に配慮しながら、市のスポーツ振興に貢献するなど総合的に良好な運営が行われている。

施設の維持管理については、常にけがや事故につながる箇所巡回をしており、小規模修繕が必要なものについては速やかに実施をしている。設備の更新により電気料が大幅に増加し、指定管理者の負担が大きくなってしまっているため、事業収入増に向けた取り組みにさらに力を注いでいただくと共に、今後は施設使用料、設備使用料、減免の見直しも含め、市と指定管理者で協議を重ねていきたい。

より快適性の向上した施設を十分に活かし、市のスポーツ行政の推進に向け、地域利用団体との連携や各種大会の誘致により、多くの市民が安全安心にスポーツを楽しむことができる施設としての運営管理を期待する。